明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

ロ　牛肉、豚肉若しくは家きん肉以外の食肉、臓器若しくは可食部分を使用したカレー又は牛肉、豚肉、家きん肉若しくは舌以外の食肉、臓器若しくはそれらの加工品を使用したシチューにあっては、可食部分及びそれらの加工品を使用したシチューにあっては、イの規定にかかわらず、当該食肉、臓器又は可食部分の名称を付して、カレー又はシチューと表示する。

ハ　骨付の食肉を使用したものにあっては、名称の次に括弧を付して、「骨付」と表示する。

原材料名
次に定めるところにより表示する。
一　食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰、カレー缶詰又はカレー瓶詰及びシチュー缶詰又はシチュー瓶詰 使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 イ　「牛肉」、「たけのこ」、「しいたけ」、「焼豆腐」、「しらたき」、「こんぶ」、「りんご」、「しょうゆ」、「食塩」、「みそ」、「醸造酢」、「みりん」、「はちみつ」、「牛肉エキス」、「たん白加水分解物」、「綿実油」、「ゼラチン」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。
ロ　砂糖類にあっては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「ぶどう糖果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示し、砂糖混合果糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、ぶどう糖にあっては「ぶどう糖」、ぶどう糖果糖液糖にあっては「果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合果糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖ぶどう糖液糖」と、異性化液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合異性化液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。
ハ　使用した砂糖類が二種類以上の場合は、ロの規定にかかわらず「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖及び砂糖混合果糖液糖」と表示することができる。
ニ　使用した食肉又は野菜がそれぞれ二種類以上の組合せである場合は、イの規定にかかわらず、「食肉」又は「野菜」の文字の次に括弧を付して「牛肉、豚肉」又は「たけのこ、ごぼう」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、使用した野菜が四種類以上の場合にあっては、高いものから順に三種類の野菜の名称を表示してその他の野菜の名称は「その他」と表示することができる。
ホ　食酢は、「醸造酢」又は「合成酢」の区分により表示する。
二　その他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰 使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 イ　「牛肉」、「豚肝臓」、「牛舌」、「鶏卵」、「たまねぎ」、「りんご」、「しょうゆ」、「食塩」、「みそ」、「みりん」、「トマトピューレー」、「はちみつ」、「牛肉エキス」、「たん白加水分解物」、「植物油脂」、「粉乳」、「ゼラチン」、「でん粉」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。

炭酸飲料		
	名称	原材料名
ロ　砂糖類にあっては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示し、砂糖混合果糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖にあっては「砂糖・高果糖ぶどう糖液糖」と、異性化液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合異性化液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。		
ハ　使用した砂糖類が二種類以上の場合は、ロの規定にかかわらず「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して「砂糖及び砂糖混合果糖液糖」と、「砂糖及び高果糖液糖」と表示することができる。		
ニ　ロ及びハの規定にかかわらず、使用する砂糖類が二種類以上であって、砂糖類の合計重量が調味液の重量の百分の一に満たないときは「砂糖類」又は「糖類」と表示することができる。		
ホ　使用した食肉又は野菜がそれぞれ二種類以上の組合せである場合は、イの規定にかかわらず「食肉」又は「野菜」の文字の次に括弧を付して「牛肉、豚肉」又は「たけのこ、ごぼう」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、使用した野菜が四種類以上の場合にあっては、高いものから順に三種類の野菜の名称を表示してその他の野菜の名称は「その他」と表示することができる。		
ヘ　食酢は、「醸造酢」又は「合成酢」の区分により表示する。		
ト　イ及びホの規定にかかわらず、ひき肉加工品等にあっては、その主要原材料を「肉だんご」等の名称の次に括弧を付して、「豚肉、鶏肉、でん粉」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。		
使用した原材料を、原材料に占める重量の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。	「炭酸飲料」と表示する。ただし、炭酸飲料であることが明らかに識別できる他の適切な名称を表示することができる。	
一　「砂糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「高果糖液糖」、「オレンジ果汁」、「乳酸菌飲料」等、その最も一般的な名称を表示する。ただし、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。		
二　印刷瓶詰の炭酸飲料でその品質に関する表示をふたにするもの（以下「印刷瓶詰炭酸飲料」という。）以外の炭酸飲料について、表示する砂糖類の名称が二種類以上となる場合は、一の規定にかかわらず「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と多いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖ぶどう糖液糖」と表示する。		